

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

平成19年2月1日
広域連合条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓について必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式 (略)